

1. 園芸学研究に掲載する論文は、園芸学分野において新規性があり、園芸の研究または技術の進歩に関わる事項についての学術的あるいは実用的価値のある情報を含む未発表の原著論文および新技術、新品種、総説とする。  
原著論文は科学的な手法・分析に基づいた独創的な研究で、新規の事実と価値のある結論を有するものとする。  
新技術は実用性が高く園芸・園芸学分野の発展に貢献する新技術・新情報に関する資料とする。  
新品種は新たに育成された品種の育成経過および特性の紹介とする。  
総説は特定の問題について関連する重要な業績を引用し、研究の状況および進展に関して著者の観点からまとめられた論説とする。  
付記 投稿する場合は下記に注意する。  
投稿と同時にそれより先に、同一または類似内容を含む記事を他の学術誌、商業誌、普及雑誌、研究報告書などに投稿した場合は、別途その記事の別刷またはコピーを1部添えて郵送する。ただし、口頭・ポスター発表の要旨（園芸学研究別冊など）は必要ない。
2. 論文の投稿者は本会員に限る。共著者に会員以外の者を含んでもよいが、筆頭著者**または**責任著者は会員でなければならない。
3. 本誌に掲載された論文の著作権は、（一社）園芸学会に帰属する。
4. 論文は和文とし、本規程および別に定める原稿作成要領に基づいて執筆するものとする。
5. 原稿は電子投稿されたものを受け付ける（電子投稿の方法は原稿作成要領を参照）。  
受け付けた原稿には受付番号を付し、受付日を著者に通知する。
6. 原稿の採否は編集委員会で決定する。  
原稿が電子投稿された日をもって受付日とし、編集委員会によって採択された日をもって受理日とする。受付日と受理日は論文の第1頁目の脚注に明記する。受付原稿について編集委員会はその内容、字句について加除訂正を著者に求め、また字句の訂正を行うことがある。原則として訂正を求められた原稿が1か月以内に返送されない場合は受付をとり消すものとする。
7. 原稿が採択された場合、最終訂正稿（写真・図版を含む）を最終原稿として電子投稿する（電子投稿の方法は原稿作成要領を参照）。写真・図版において、高解像度が必要な場合は、原本の郵送を受け付ける。
8. 投稿原著論文、新技術、新品種の刷り上がり頁数は、図表を含めて6頁以内を原則とする。  
投稿者は刷り上がり頁数に応じて掲載料を負担する。また規定頁を超過した場合およびアート紙刷り、カラー写真印刷を希望した場合は投稿者負担とする。なお、諸負担金は学会からの請求により速やかに支払う。ただし、編集委員会から依頼した原稿は掲載料を不要とする。

9. 著者校正は初校のみとする。その際、原則として印刷上の誤り以外の字句の修正・挿入、図版の修正は認めない。校正刷りは校正のうえで、受け取り後3日以内に印刷原稿とともに速達便で編集幹事宛に返送する。
10. 別刷は表紙なしとし、50部まで無料、それ以上は著者負担とする。
11. 印刷上の誤りについて訂正を希望する場合は、雑誌発行後1か月以内に、次の様式に従って正誤表を提出するものとする。  

<様式>	著者名	頁	欄	行	誤	正
	〇〇〇	23	右	7	36	38
12. 投稿者が掲載料などの著者負担金の支払いを怠っているときは、論文の掲載を保留することがある。
13. 原稿、校正に関する連絡は受付番号で行う。
14. 投稿論文の内容にヒトを対象とした研究が含まれる場合、その研究は世界医師会総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に則り実施されていなければならない。また当該研究は実施した組織の倫理委員会等において承認されている必要がある。
15. 投稿論文に関わる研究の遂行や論文作成に際して、政府・企業・団体等から研究費、試料・資料、物品及び便宜等の供与を受けた場合は、その旨を脚注又は謝辞に記載しなければならない。また、投稿者（すべての共著者を含む）が、投稿論文の内容に関連する企業や営利団体から報酬等を得ている等の利益相反がある場合は、その旨を脚注に記載しなければならない。なお、利益相反が存在しても、それ自体は査読に影響するものではない。
16. 本規程の改正には、園芸学研究編集委員会の議決を得たうえで、理事会の承認を得なければならない。

---

掲載代金	（6頁以内）	：1編当たり	25,000円
超過頁代金	（7頁以上）	：1頁当たり	13,000円
英文校閲料	：Abstractのみ		2,000円
	Abstractと図表		5,000円
別刷代金	：50部（表紙なし）まで無料		
	超過部数については本文1頁当たり		6.5円
カラー印刷代	：1頁当たり		75,000円

- ※ 平成 27 年 10 月 1 日 従前の投稿規定を投稿規程として制定する。）
- ※ 平成 29 年 7 月 15 日 改正
- ※ 平成 30 年 3 月 3 日 改正
- ※ 令和 5 年 9 月 23 日 改正